

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 「同上」

めるものとする。

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第六十六条の八十八、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条（同法第五百十三条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十九、第六百五十六条の八十九及び第六百八十七条第一項第四号の規定

〔ロ〕ト 略

一 〔同上〕

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条（同法第五百十三条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九及び第六百八十七条第一項第四号の規定

〔ロ〕ト 同上

二 「略」	
二 「同上」	備考 表中の「」の記載は注記である。